

代表会員選挙・運営内規

平成 26 年 4 月 22 日 常務理事会制定

平成 27 年 2 月 17 日 常務理事会改訂承認

平成 30 年 11 月 28 日 理事会改訂承認

第 1 条 (目的)

本内規は、本会定款第 11 条および細則第 10 条から第 17 条に定める代表会員の選挙を円滑かつ公平に進めるために、選出並びに選挙に関して詳細を定めるものである。

第 2 条 (選挙執行者)

選挙の執行者は、会長とする。

第 3 条 (選挙権及び被選挙権)

定款第 11 条第 2 項及び第 3 項、細則第 13 条の規定により、代表会員選挙の選挙権及び被選挙権は、選挙実施年度の 12 月末日における正会員、名誉会員及び特別会員が持つ。

第 4 条 (選挙管理委員会)

代表会員選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、正会員、名誉会員及び特別会員の中から委嘱した次の者をもって、選挙のたびに組織する。
 - (1) 会長が理事の中から理事会の承認を得て指名した者 1 名
 - (2) 会長が正会員、名誉会員及び特別会員の中から理事会の承認を得て指名した者 2 名
- 3 選挙管理委員会に委員長 1 名を置く。
- 4 委員長は委員の互選による。
- 5 委員長は選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。
- 6 選挙管理委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 8 委員は代表会員選挙の候補者になることはできない。

第 5 条 (選挙の方法)

選挙は、細則第 10 条に規定する地区ごとに、本学会から通知する方法による無記名投票とし、2 年毎に 3 月末日までに行う。

- 2 有権者に提示する代表会員選挙立候補者の一覧には、有権者の理解を助けるために、各立候補者の学校名、社名等の所属団体名を記載する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙を行う年の 3 月末日までに選挙が終了するよう選挙期日を定め、

選挙実施の通知を本内規第 3 条に定める代表会員選挙の有権者に発送する。

- 4 教育・研究分野と産業分野の代表会員数は、教育研究分野の代表会員数が全代表会員数の少なくとも 1/3 以上となるようにする。
- 5 有権者は、各地区の定数以下でかつ定数の 50%以上の候補者に投票する。投票数がこの範囲外の投票は無効とする。

第 6 条 (候補者)

定款第 11 条第 3 項に定める通り、正会員、名誉会員及び特別会員は、同一地区に所属する 3 人以上の正会員、名誉会員及び特別会員の推薦を得て、代表会員選挙に立候補することができる。但し、細則第 12 条により、連続 2 期代表会員を経験した者は、連続して 3 期目の代表会員に立候補することはできない。期の途中で代表会員に就任した場合も 1 期とする。

- 2 立候補者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、別に定める様式により、代表会員選挙への立候補を選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 3 会長は、各地区の事業推進委員長と協議のうえ、各地区の代表会員数以上の候補者を確保するように努める。
- 4 選挙管理委員会が定めた期日までに、定数を超過して立候補の届けがあった場合に選挙を実施する。立候補者数が定数以下の場合、立候補者が無投票で当選とする。

第 7 条 (当選者の決定)

選挙管理委員会は開票に立ち会い、当選者、次点者を決める。

- 2 地区別に有効投票の得票数の多い順に当選者および次点者を決める。但し、得票数が同一の場合は、会員歴の長い者を優先し、会員歴も同じ時は選挙管理委員会が抽選でその順位を決める。
- 3 教育研究分野の当選者数が全代表会員数の 1/3 に満たない場合には、教育研究分野の代表会員数の割合が最も低い地区から順に一名ずつ教育研究分野の候補者の繰り上げ当選を行うとともに、同地区の産業分野の当選者数を一名ずつ減らし、教育研究分野の当選者数が全代表会員数の 1/3 以上になるまでこれを繰り返す。割合が同じ場合には定数が少ない地区から順に繰り上げ当選を行う。定数が同じ場合は、前項の但し書き以降を準用する。
- 4 無投票当選の地区の次点者はなしとする。

第 8 条 (当選者の通知, 報告)

選挙管理委員会は、当選者、次点者にそれぞれ、当選、次点をメール又は書面により通知する。

- 2 選挙管理委員会は、代表会員選挙の結果を理事会に報告する。

第 9 条 (記録の保存)

選挙管理委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかる代表会

員の任期終了まで保存しなければならない。

第 10 条 （代表会員の補充）

代表会員が欠けた場合は、地区別の次点者を補充する。

2 次点者がいない場合には、補充は実施しない。但し、地区別に定員の 1/2 未満になった時、あるいは代表会員の全体人数が定数の最小数より小さくなった時に補欠選挙を実施し、当選者を補充する。

3 補欠選挙は、補欠選挙を行う地区について、本内規に準じて実施する。

附則

1 この内規は、平成 27 年度の通常総会の終結の日から施行する。

2 平成 27 年度の代表会員を選ぶために行う代表会員選挙においても、この内規と同様の方法で代表会員選挙を実施する。

3 平成 27 年度の代表会員を選ぶために行う代表会員選挙において、本内規第 4 条第 2 項に記載の「理事」は「常務理事」と、「理事会」は「常務理事会」と読み替える。

4 平成 27 年度及び平成 29 年度の代表会員を選ぶために行う代表会員選挙において、本内規第 6 条第 1 項に記載の「連続 2 期代表会員を経験した者」は「連続 2 期代表会員または平成 26 年度以前の理事を経験した者」と読み替える。

附則

1 上記附則の 2 に規定する代表会員選挙は平成 26 年度に実施するものであり、この代表会員選挙の当選者は、平成 27 年度の総会終結時に新しい定款に切り替わるのと同時に代表会員になるものとする。